

## 千里中央地区再整備経済効果算定業務委託仕様書

### 1. 目的

本業務は、千里中央地区活性化基本計画〈改定版〉に基づき、地区の再整備を検討するにあたり、施設の建設や運営などにより見込まれる経済波及効果を多角的に検証し、今後の事業実施に向けた検討課題等を整理することを目的とする。

### 2. 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)8月29日まで

### 3. 設計金額

4, 235, 000円(税込み)

### 4. 受託者の義務

受託者は、作業を円滑に進めるために、委託者と綿密な打ち合わせを行い、委託者の承認を得るものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

### 5. 業務内容

#### 経済波及効果の検討

- 1 対象地域の建設投資・来場者増加による経済波及効果
  - (1) 直接効果の分析
  - (2) 間接効果の分析
- 2 税増収の推計
  - (1) 経済波及効果試算値に伴う市税
  - (2) 固定資産税・都市計画税
- 3 人口増による市内需要増の経済波及効果
  - (1) 人口への影響分析
  - (2) 直接効果の分析
  - (3) 間接効果の分析
- 4 報告書の作成
- 5 業務の打合せ

### 6. 業務に要する消耗品等の経費

受託者は、業務を受託するにあたり、所要の消耗品に伴う経費を準備・負担するものとする。

## 7. 実施体制

受託者は、本業務を担当する総括責任者及び従事者を指定し、委託者に報告するものとする。  
また、総括責任者は、本業務に精通した経験者とする。

## 8. 資料等の貸与及び変換

受託者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を委託者に申し出ることができるが、本業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。

## 9. 成果品

|   | 提出物   | 数量  | 摘要               |
|---|-------|-----|------------------|
| 1 | 報告書   | 2 部 | A4 サイズ           |
| 2 | 電子データ | 1 式 | ワード・エクセル等 CD-ROM |

## 10. 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて委託者のものとし、受託者は、委託者が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

## 11. 機密の保持

受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

## 12. その他

- (1) 受注者は、本業務を一括して他に委託または請け負わしてはならない。
- (2) 本仕様書に明記していないものであっても、本業務遂行上必要な事項については、市担当者との協議の上実施しなければならない。
- (3) 本業務にあたっては、市担当者の指示に従い、誠意を持って完了させること。
- (4) 本業務が完成した際には、その成果品について本市の検査を受けなければならない。これに不備等があった場合は、指定期日までに修正の上、再度納品すること。